

学校施設使用の新しい団体登録についての Q&A

令和5年4月

団体登録全般

① 団体登録の何が変わりますか。

1. 本人確認書類が必要になります。
2. 有効期限が変わります。
3. 受付開始時期が変わります。

② 本人確認書類が必要になったのはなぜですか。

構成員の半数以上が市内在住、在勤、在学の場合、市内団体となり、半数未満の場合は市外団体として登録いただけます。学校施設の使用にあたり、市内団体か市外団体かによって使用料が異なるため、団体登録時に構成員の本人確認をさせていただきます。

③ 有効期限が2年に延びたのはなぜですか。

学生で構成されている団体以外の構成員に大きな変更はないことが想定されることから、有効期限を延長しました。

学生(小学生・中学生・高校生・専門学生・短大生・大学生など)が過半数の団体については、これまで通り1年度更新になります。

④ 登録更新時期が7月になったのはなぜですか。

これまで通り4月更新ですと、2月頃の受付開始となり、新入生が加わっていない状態での申請となることから、7月更新、5月受付開始とします。

⑤ これまで使用していた青色の団体登録用紙は使用しますか。

今までの青い登録用紙は使用しません。新しい団体登録用紙に記入の上、提出してください。

⑥ 団体登録には何が必要ですか。

必要書類一覧

	団体登録用紙	本人確認書類	在勤を証明する資料	在学を証明する資料
市内在住	◎	○		
市内在勤	◎	○	○	
市内在学	◎	○		○
市外在住	◎	○		

◎→団体につき1枚必要

本人確認書類提出について

⑦ 本人確認書類で何を確認しているのですか。

団体登録用紙に記載がある構成員の現存確認をし、次に市内団体か市外団体かを確定するために住所を確認しています。町名以降は消していただいて構いません。

例) 西東京市南町■■■■■■■

⑧ 構成員全員の本人確認書類が必要ですか。提出しない場合はどうなりますか。

中学生以下を除く全ての方の提出が必要です。中学生以下の本人確認書類の提出は不要ですが、通学されている学校名を登録用紙に記入していただきます。本人確認書類を提出されない場合は構成員にはなれません。

⑨ 過半数以上が市外在住なので市外団体として登録したいのですが、本人確認書類は不要ですか。

市外団体としてご登録いただく際にも、申請された構成員の現存確認をするため、本人確認書類の提出は必要です。

⑩ PTA や育成会で使用する場合も本人確認書類は必要ですか。

団体登録申請書の「登録種別」のうち、1と2に該当する団体に関しては、本人確認書類の提出は不要です。

⑪ 本人確認書類として何が有効ですか。

○→運転免許証、健康保険証(住所記入欄込み)、マイナンバーカード(通知カード不可)など

×→住民票、マイナンバー通知カード、公共料金領収書など

その他の書類について有効か否かについては社会教育課へお問い合わせ願います。

⑫ マイナンバーカード提出時にマイナンバーを見られたくないです。

マイナンバーカードを用いて本人確認をする場合は、表面のみの写しをご提出ください。

※マイナンバーの記載があるのは裏面のみです。

⑬ 本人確認書類についてどのように保管されますか。

西東京市の個人情報に関する保護方針に則り保管し、保存年限経過後、適切に処分します。

⑭ 本人確認書類を提出ではなく、窓口での提示も可能ですか。また、メール送付も可能ですか。

窓口確認は行っておりません。必ず、コピーを提出いただきます。

本人確認書類のメールでの提出は対応していません。

⑮ 小学校施設開放運営協議会を通じて本人確認書類を提出したくないのですが、どのようにすればよいですか。

団体ごとに一式まとめていただければ郵送でも、窓口提出でも提出可能です。
「構成員のうち 2 名だけ郵送」のように団体内で提出方法が異なるのはご遠慮ください。

⑯ 構成員の中に、「本人確認書類を代表者に見られたくない」と言っている方がいるかどのようになればよいですか。

代表者に渡す際に封筒に包むなど、代表者に見えない形で提出し、構成員全員分がそろいましたら、代表者が社会教育課までご提出ください。

⑰ 公共料金の領収書は書類として認められますか。

公共料金の領収書では住所確認ができないため、提出書類として認められません。
(事務所で利用されている場合などが考えられるため)

在勤・在学証明

⑱ 市内在勤を証明するのに必要な書類は何ですか。

社員証の写し、または、在勤証明書(発行から3カ月以内のもの。会社の証明印のある原本が必要。会社独自の様式で構いませんが、必要項目は見本を参考にしてください。)をご提出ください。

※勤務先所在地が市内であること。上記で確認できない場合は、補助資料として名刺も可とします。名刺のみは不可です。

⑲ 市内在学を証明するのに必要な書類は何ですか。

学生証の写し、または、在学証明書(発行から3カ月以内のもの。学校の証明印のある原本が必要。)をご提出ください。

※所在地が市内であること

その他

⑳ 収支に関する書類の提出は必要ですか。

ご提出いただく必要はございませんが、団体登録用紙に簡単な設問(1人あたりの会費など)を用意し、そちらにご回答ください。なお、回答内容に疑義が生じた場合は収支に関する書類の提出を求めることがあります。

㉑ 1人1団体にしか所属できないのですか。

これまで通り、1人が複数の団体に所属することは可能です。
ただし、構成員の半数が一緒の場合は同一団体とみなします。